

サービス連合 19-108 号

2020 年 7 月 2 日

国民民主党 代表

玉木 雄一郎 殿

サービス・ツーリズム産業労働組合連合会



コロナ禍及びコロナ後における観光産業の維持・再生にむけた緊急要請

新型コロナウイルス感染症対策としての緊急事態宣言、それに伴う外出自粛、営業自粛等の影響から、観光産業は壊滅的な打撃を受けている。

5 月末に緊急事態宣言は解除されたものの、早期に状況が好転することは期待できず、今後の感染症の動向についても予断を抱けない中、国内外とも旅行を中心とする観光産業の苦境は長期間に亘って継続することが予想され、企業規模（事業規模）、資金規模（資本等）に係わらず、関係事業者の存続が危ぶまれる。

1 年延期となった東京オリンピック・パラリンピックを成功させるためにも、受け皿となる観光産業全体の維持・再生にむけて、政府による計画的、戦略的な支援策が講じられなければならない。関係事業者の自助努力だけでは産業全体の維持・再生は難しい。

本緊急要請は、日本の観光産業及び関係事業者の現状を踏まえ、政策・制度等の対応を求めるものである。

1. 観光産業の概要

(1) 関係事業者

観光産業の裾野は広い。宿泊業、旅行業、添乗員を筆頭に、航空、鉄道、バス、ハイヤー・タクシー等の運輸業、ガイド、土産物店・飲食店等、その業容は多種多様であり、それらの複合的な協力・協業関係によって観光産業は成り立っている。

コロナ禍における観光産業の現状、及びコロナ後の展望を模索するうえで、観光産業関係事業者を網羅的に把握し、対策を講じなければ、その維持・再生を図ることは困難である。以下、観光産業の概要を整理する。

	業種・業態	事業者数・雇用者数
1	宿泊	施設数：ホテル 10,402、旅館 38,622、雇用者数：50 万人 (出典) 施設数：厚生労働省生活衛生局指導課資料（平成 29 年度末）、雇用者数：総務省労働力調査（2019 年）
2	旅行	旅行業者数：11,107 (出典)「数字が語る旅行業 2019」(JATA)
3	添乗員等	派遣添乗員：9,291 人（フリーランスを除く）、ガイド：不詳 全国通訳案内士：26,077 人、地域通訳案内士：3,259 人 (出典) 派遣添乗員：日本添乗サービス協会資料（2018 年）、通訳案内士：観光庁資料。
4	土産物店 飲食店等	土産物店：8,349、飲食店：不詳 (出典) 経済産業省商業統計（平成 26 年）
5	運輸	JR6 社：115,989 人、私鉄主要 16 社：58,553 人 バス事業者：6,590、従業員：194,308 人 ハイヤー・タクシー事業者：49,023（うち福祉輸送限定 10,632）、従業員数：316,807 人 (出典) JR6 社従業員数：各社ホームページ（令和元年 7 月）、私鉄主要 16 社従業員数：日本民営鉄道協会データブック（2018 年 3 月）、バス事業者・従業員数：「数字で見る自動車 2019」、タクシー事業者・従業員数：「Taxi today in Japan 2020」

観光産業に関連する事業者団体としては、日本観光振興協会（日観振）の他、主なものは以下のとおり。

宿泊	「一般社団法人 日本ホテル協会」244 ホテル 「一般社団法人 全日本シティホテル連盟」(JCHA) 236 ホテル 「一般社団法人 日本旅館協会」旅館・ホテル約 3,500 軒
----	---

	「全国旅館ホテル生活衛生同業組合連合会」(全旅連) 約 16,000 軒
旅行	「一般社団法人 全国旅行業協会」(ANTA) 会員 5,500 社 「一般社団法人 日本旅行業協会」(JATA) 1,202 社 従業員数 70,805 人(2019)

(2) 産業規模

日本国内における旅行消費額は 26.1 兆円 (2018 年<以下同>) であり、消費総額 547.1 兆円の 4.7% を占め、日本経済の基幹産業のひとつと言える。

このうち日本人の国内宿泊旅行 15.8 兆円 (構成比 60.6%)、日帰り旅行 4.7 兆円 (同 17.9%) と、この両者で 78.5% を占める。

一方、訪日外国人旅行は 4.5 兆円 (同 17.3%)、日本人海外旅行 (国内消費分) は 1.1 兆円 (同 4.2%) であり、インバウンドが注目されてはいるものの、観光産業においては依然として国内旅行市場の占める割合が大きい。

生産波及効果は 55.2 兆円、付加価値誘発効果は 27.4 兆円に及び、雇用誘発効果は 472 万人と全国就業者数の 7% を占め (いずれも 2017 年旅行消費額 27.1 兆円ベース)、観光産業は地域経済の雇用創出にも大きな役割を担っている。

観光産業は地域経済活性化の要であり、その経済波及効果は広範囲に及ぶ。観光客の増加は、農業、漁業等の 1 次産業はもちろんのこと、3 次産業である商業、飲食業等のサービス業の業況を好転させる。また、活気ある地域の形成が人の集まりにつながり、ひいては製造業等の 2 次産業も創造する。

観光産業を支える事業者は、大都市部の一部事業者 (大規模ホテル等) を除くと、大半は中小企業や商店、あるいは個人事業者であり、財務等の経営基盤が脆弱である。観光立国を目指し、観光産業を維持・再生するためには、政府による積極的な支援策が不可欠である。

2. 各分野の実情

(1) 宿泊業 (ホテル、旅館等)

宿泊業は 2 月初から影響が顕現化し、3 月にはその影響は顕著となり、緊急事態宣言後は壊滅的な状況に陥っている。

3 月の延べ宿泊者数 23,607,540 人泊は前年同月比 49.6% 減であり、うち外国人延べ宿泊者数は前年同月比 85.9% 減となった。緊急事態宣言後の 4 月の訪日外国人客数は前年同月比 99.9% 減の 2,900 人となり、インバウンド需要は蒸発した。

上述のとおり、国内旅行が観光産業の中心ではあるものの、2019 年の訪日外国人旅行消費額は 4.8 兆円 (前年比 6.5% 増) であり、電子部品や自動車部品の

輸出額とほぼ同規模である。

国が観光立国を推進する中で、これまで多くの宿泊事業者が東京オリンピック・パラリンピック等に備え、所要の設備投資を行ってきた。こうした設備投資負担が足許の財務内容に影響している事業者が大半であり、コロナ禍による宿泊客消失は事業や企業の存続を危うくしている。

ホテル、旅館等の宿泊業は中小事業者が多く、固定費に対する手元流動性比率が低い。同比率（2018年<以下同>）は全産業の1.83に対して宿泊業は僅か0.55（資本金1千万円未満は0.24）に過ぎず、3ヶ月以上の外出自粛、約1ヶ月の緊急事態宣言で資金繰りは例外なく逼迫しており、資金調達に奔走している。

金融資産や不動産の現金化により何ヶ月分の固定費（従業員給与等を含む）を捻出できるかを調べた「中小企業白書」（中小企業庁<2020年版>）の調査では、宿泊業は平均6.6カ月となっている。この調査には事業規模の大きい先も含まれているため、中小零細事業者に限れば既に内部留保を処分しても固定費すら賄えない先が急増しており、さらなる従業員解雇（雇用悪化）や破綻が懸念される。

こうした状況を反映し、1月から5月までの宿泊業の経営破綻は33件（東京商工リサーチ調べ）と分野別で最多となっている。

第1次・第2次補正予算で講じられた諸施策のうち、宿泊業が利用可能なものは別紙（6月18日国交省資料「宿泊事業者向けの主な支援制度（概要）」）のとおりであるが、持続化給付金（上限200万円）は宿泊業の中小事業者にとっては1ヶ月分の固定費にも不足する規模であり、事業の維持・再生を担保することにはならない。

また、それを補うために無利子・無担保融資を受けたとしても、既に過去3ヶ月分の売り上げが消失しているうえ、今後もそれを補う売り上げ増が見込めないどころか、例年並みの売り上げ確保も困難と予想されることから、多くの中小事業者が返済負担に耐えられなくなる蓋然性が高い。

こうした現状を鑑みると、観光産業の基盤である宿泊業の維持・再生、ひいては観光産業そのものの維持・再生のためにも、宿泊業に対する計画的・戦略的な政府による支援策の策定・実施が急務である。

（2）旅行業

旅行業は、国（観光庁）管轄の第一種旅行業者688社と都道府県管轄の第二種、第三種、地域限定旅行業者計8,996社から成り立っている。

観光庁管轄の主要48社ベースの旅行取扱状況（速報）によると、2020年3月の総取扱額は120,036百万円、前年同月比71.4%減の落ち込みとなった。内

訳は国内旅行が 91,630 百万円（同 63.7%減）、海外旅行が 22,589 百万円（同 84.7%減）、外国人旅行が 5,817 百万円（同 71.4%減）と、緊急事態宣言の発出前から世界各国での入国制限や入国後の行動制限の影響を受け、壊滅的な減少となっている。

緊急事態宣言後の 4 月以降は、国内旅行、海外旅行、訪日旅行の全市場において旅行商品が販売できない状況となり、売り上げはほぼゼロである。

この間、旅行業においては大半の従業員を自宅待機としている状況が続いている。緊急事態宣言解除後も、旅行需要回復の足取りは重く、今後の事業見通しは立てられない。

政府が推奨する「新しい生活様式」においては、「旅行は控えめに」と明記されたこと等も影響し、旅行需要回復には年単位の時間を要するものと予想される。旅行業においては、その間の事業維持、雇用維持に耐えられない事業者が大半である。

今年 1 月以降に廃業し、保証社員としての資格を失い、弁済業務保証金の取戻し公告が出た旅行事業者は、日本旅行業協会（JATA）で 11 社、全国旅行業協会（ANTA）で 52 社に及ぶ（5 月官報公告）。また、業界団体に加盟していない旅行事業者で、旅行業登録を抹消した事業者（営業保証金の取戻し公告が出た事業者）は 27 社となっている。

（3）添乗員・通訳案内士・ガイド

上述のとおり、3 月以降は国内旅行、海外旅行、訪日旅行の全市場において旅行商品が販売できない状況となっており、添乗員、通訳案内士、ガイド等が同行する団体旅行等も皆無に等しい。

添乗員、通訳案内士、ガイドのうち、旅行会社の社員となっている者は自社の休業手当、雇用調整助成金等の対象となり得るが、派遣会社から派遣される派遣契約労働者としての添乗員・通訳案内士、ガイド等は団体旅行壊滅の影響を受けて収入が途絶えており、厳しい状況に置かれている。派遣会社への休業手当支給の要請、第 2 次補正予算における新たな給付金（休業手当が出ない場合に従業員自身がハローワークに給付金申請を行う新制度）の利用奨励等、政府が適切な施策を講じることが急務である。

また、派遣添乗員は観光サービスのスキルを蓄積しており、派遣添乗員の大量離職は日本の観光産業にとって大きな痛手となる。派遣添乗員を守ることは観光産業を守ることであり、政府はそうした認識を持って施策を講じなければならない。

なお、緊急事態宣言が解除されたものの、感染への懸念から、旅行需要とりわけ団体旅行需要の回復は個人旅行需要に比べて足取りがさらに遅くなること

が必至であり、そうした観点からも派遣添乗員への支援策は急務である。

派遣添乗員が観光産業の重要なリソースであるという認識に立って、第 1 次・第 2 次補正予算で講じられたフリーランス支援策の援用等、有効かつ迅速な支援策が必要である。

(4) 土産物店・飲食店等

観光産業を支え、地域経済の中核となっている土産物店、飲食店、各種小売店等、観光関連産業も壊滅的な影響を受けており、政府による適切かつ迅速な支援が必要である。

観光関連産業において廃業等が多発すれば、観光地の荒廃や魅力低下に至り、結果的に観光産業全体の衰退につながる。

観光関連産業事業者は第 1 次・第 2 次補正予算で講じられた諸施策を活用することになるが、中小宿泊業と同様に手元流動性や内部留保が脆弱であり、既に経営破綻や廃業に至る事業者が急増している。

東京商工リサーチの調べによれば、飲食業の経営破綻件数は 31 件（5 月末現在）となっているが、今後の売上回復が捗々しくない場合には、年央から年末にかけて飲食業の破綻数の急増が懸念される。

政府には実情把握と迅速な飲食業支援が期待されるとともに、どのような戦略と方針に基づいて観光立国、インバウンド対策を講じようとしているのか、明確な説明が必要である。

(5) 運輸関連（航空、鉄道、バス、ハイヤー・タクシー）

観光産業の基盤を支える運輸業も深刻な影響を受けており、航空、鉄道、バス、ハイヤー・タクシー等の各業界も利用者数が激減している。中小事業者を中心に存続が危ぶまれる先が少なくない。

航空大手 2 社（JAL、ANA）は純資産比率が高く、政府や大手金融機関等による支援も予想される。一方、中小・格安航空各社は大手 2 社とは財務内容も政府支援内容も異なるため、需要回復の展開によっては深刻な影響が出ることに懸念される。

JR 各社や私鉄も影響を受けているが、鉄道政策当局によって適切な支援が行われるものとする。

中小事業者が大半のバス、ハイヤー・タクシー事業は影響が深刻である。中でも、団体旅行需要への依存度の高いバス会社は、宿泊業と同様の状況にあり、迅速かつ適切な支援がないと、事業継続が難しくなる先が出るものと予想される。

いずれにしても、運輸関連の各分野に関しては、観光産業維持のためにも、それぞれの所管当局の適切な対応が必要である。

3. 観光産業の今後

コロナ禍による観光産業の惨状を踏まえ、当面の救済策とともに、コロナ後のわが国における観光産業のあり方を計画的、戦略的に組み立てたうえで、観光産業振興に資する政策制度を整備しなければならない。

そうした計画的かつ戦略的な支援策がなければ、消費総額 547.1 兆円の 4.7% を占める観光産業は瓦解し、将来に亘って立ち直すことはできないと言って過言ではなく、日本経済全体にも影響が及ぶ。

(1) コロナ禍における救済策

第 1 次・第 2 次補正予算における諸施策を利活用するものの、観光産業の各業界、とりわけ宿泊業、旅行業、添乗員、土産物店・飲食店等の関連産業に関して、以下のような追加的な対応が必要であり、政府に対して適切な対応を要請する。

また、これらの事業者は「新しい生活様式」に沿って感染防止策等を講じる必要があり、ただでさえ壊滅的な打撃を受けている中で設備投資等を強いられるため、それぞれの所管当局が負担軽減等について適切に対応することが望まれる。

- ① 観光産業関係事業者への迅速な支援がなければ、手遅れになる。上述のとおり、手元流動性比率が低く、内部留保も脆弱な事業者の構造に配慮し、観光産業を守るために、政府内の関係当局（支援策の事務局・実施部署）に対する適切な指導を願いたい。具体的な対策として、観光産業とそこで働く者の雇用を守り、観光立国を継続するため、観光産業固有の構造や事情に配慮した観光産業向けの「観光産業持続可能給付金制度（仮称）」等の創設を期待する。

(注)「観光産業持続可能給付金」については、12 ヶ月分の人件費を中心に、借入金利・賃料・水道光熱費等の事業経費の補填を行うものとする。融資形式で提供することとし、融資の返済は 2～3 年程度猶予する。担保や個人保証は求めず、政府も受付け金融機関も、如何なる付加的費用も徴取しない。返済免除措置を受けるための前提として、従前と同様レベルの給与水準を維持した上での雇用継続を求めることとし、雇用者の人数が解雇により減少した場合や給与水準が減額された場合に

は、全額返済する。観光産業であれば、事業規模、従業員数、非営利法人・個人事業主・自営業者に係わらず対象とする。

- ② 宿泊業と旅行業に関しては、政府が事業者の全体像を把握し、各地域での事業者の経営維持・再生にむけて、自治体とも協力して対策を講じてもらいたい。具体的な対策として、国が示す「新しい生活様式」に沿った感染防止策等を講じるために必要な設備投資等の経費の補助を行うとともに、適切な感染防止策を講じている宿泊事業者、旅行事業者を公表し、広く発信願いたい。
- ③ 派遣添乗員に関しては、企業側に対して、派遣会社の事業形態に配慮した休業手当支給、雇用調整助成金活用等を促す適切な行政指導、あるいは行政指針の策定と共に、各種給付金を活用できるような工夫や例外措置を行政に期待したい。
- ④ 土産物店・飲食店等の観光関連産業に関しては、第1次・第2次補正予算で講じられた各種施策が利活用できるよう、その審査基準や手続きにおいて、相応の便宜を図るべきである。また、政府においては、こうした事業者の維持・再生を成行き任せにすることなく、各地域の実情を把握し、各地域の観光関連産業の維持・再生のために適切な支援策を講じることが必要である。
- ⑤ 第1次補正予算に組み込まれた「Go To キャンペーン」事業に関しては、実施要綱等の策定を急ぎ、具体的な需要が早急に顕現化するように配慮願いたい。
- ⑥ 観光産業全体を計画的、戦略的に維持・再生させていくために、公的金融機関（日本政策金融公庫、日本政策銀行等）の資金等による「観光ファンド（仮称）」等、日本の観光立国の一翼を担い、全国各地で観光の現場を支える関係事業者に対する制度投融资等の仕組みを創設することを期待したい。

（2）コロナ後の観光産業

① インバウンドと国内需要が「車の両輪」

上述のとおり、インバウンドが注目されがちな昨今の観光産業ではあるが、実際には国内需要約8割、インバウンド需要約2割の構造になっている。

現在は過度にインバウンドを強調する政府の観光振興策になっているが、その点を是正し、観光産業の維持・再生のためには、インバウンドとともに国内

観光需要を創造する諸施策が必要であるとの認識が共有されなくてはならない。

言わば、観光政策をインバウンド偏重からインバウンドと国内観光需要の「車の両輪」対応への明確な転換が必要である。安定的な国内観光需要を創造することは、地域経済の活性化に寄与する。

国内観光需要を創造するためには、単に観光関連産業に対する直接的な支援や施策では事足りない。そもそも家計所得の向上がなければ観光需要は創造されないことから、適切な経済政策・所得再分配政策が必要である。

加えて、真に働く者のための「働き方改革」を行い、余暇時間の増加も必要である。また、働き方の新しいスタイルを取り入れるうえで、ブリージャー（ビジネスに観光やレジャーを加えた出張）やワーケーション（休暇を兼ねたりリモートワーク）等の促進も国内観光需要の拡大に寄与する。

② 雇用者対策

観光産業を維持・再生・発展させるためには、産業を支える人財（被雇用者）が必要であり、何よりそうした人財が生き活きと働くことのできる産業環境を整えることが不可欠である。

そうした観点から、観光産業の賃金水準の向上が急務である。宿泊業（ホテル・レジャー）の全年齢平均年収が中労委の22歳モデル賃金と同等の水準（サービス連合 2018 年賃金実態調査）となっており、所得水準の改善が必要である。

宿泊業の全年齢平均年収は 382.4 万円、22 歳 270.8 万円、35 歳 407.1 万円、旅行業の全年齢平均年収は 538.2 万円、22 歳 277.8 万円、35 歳 488.4 万円であり、平成 30 年中労委モデルの 22 歳 352.4 万円、35 歳 693.0 万円と比較するとかなりの低水準となっている（サービス連合 2018 年賃金実態調査より、宿泊業は調査対象 85 組合、旅行業は同 95 組合）。

こうした賃金水準を中心に、観光産業の労働条件を向上させていかなければ、労働生産人口が減少する中、観光産業で働く者が少なくなり、事業継続への影響が懸念される。

③ 買収対策

21 世紀入り後、とりわけ過去数年の間に外資による企業買収や出資が急速に拡大しており、観光産業においても例外ではない。

加えて、今回のコロナ禍による経営危機に乗じ、宿泊業、飲食業を中心に水面下で外資による買収の動きが活発化しており、こうした動向も注視し、政府には適切な対応を期待したい。

外資による経営に移行した場合、従業員の雇用維持や労働条件維持等の様々

な懸念があるほか、経済安全保障等の観点からも留意を要する。

政府には、日本の観光産業のあり方、経済の中の位置づけ、外資及び外国人による買収等への考え方を整理し、計画的・戦略的な観光産業政策の策定・実施を期待したい。

4. まとめ

観光立国は日本の重要な戦略のひとつであり、観光関連産業もそれに寄与できるように努力をしていく必要がある。もっとも、観光関連産業を支える基本はマンパワーであり、観光関連産業で働く者の雇用と生活の安定が、ひいては観光立国を支えることとなる。

今回のコロナ禍を乗り越え、観光産業を維持・再生させ、今後の観光立国を発展させていくためにも、政府には有効な対策、政策の立案・実行を求めたい。

また、観光立国は重要な戦略のひとつであるものの、観光が主力産業という経済ではなく、「日本の産業、歴史・文化、自然、都市・地方が魅力的であるからこそ、自ずからインバウンドが増加する」国であることがポイントとなる。

インバウンド誘導政策は重要ではあるものの、政策誘導が主因でインバウンドが増える構造では、今回のコロナ禍のような事態の事後に、インバウンドが回復することは期待できない。

文中でも触れたように、ここ数年はインバウンドに注目が集まっているものの、観光需要の8割は国内需要であり、インバウンド需要は2割という構造である。

継続的、安定的な国内観光需要の創造のためには、国民の収入、生活のゆとり、余暇等の諸要因の改善が必須であり、政府にはそうした面での努力を求めたい。

日本社会の先行きを考えると、人口減少、少子高齢化により先細りしていく内需を支えていくためにも、インバウンドや日本人の国内旅行等、地域に人が広く移動する観光は日本全体の経済を活性化させるうえで重要な役割を担う。

また、受け皿となる観光産業で働く労働者の雇用と事業の継続性の両面が担保されなければならない。単に現在の苦境を乗り越えるための融資、給付、助成という考えではなく、観光産業で働く労働者の雇用確保と観光業の継続性の両面を担保するための発展的な新たな枠組みでの対策が必要である。

今般、新型コロナウイルス感染症が拡大したことにより、都市部に人の流れが集中することのリスクや課題が改めて浮き彫りになった。永年の課題である東京一極集中の是正、均衡ある国土発展、豊かな地方の実現が、今後の日本にとって極めて重要な急務である。

サービス・ツーリズム産業労働組合連合会としても、観光関連産業で働く者の豊かさの実現に加え、そうした様々な課題の改善にむけて積極的に関わり、直接的・間接的な貢献をしていきたい。

以 上